



連絡先：042-724-2168

- ・オンライン申請（スマートフォン等またはパソコン）で請求する方



アプリ「マイナポータル」の「ぴったりサービス」を利用し、請求します。
詳細は、町田市ホームページをご確認ください。

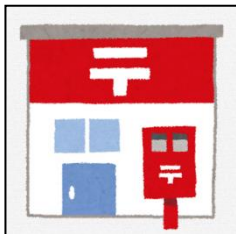
（申請に必要なもの）

- ・電子証明書が記録されたマイナンバーカード
- ・スマートフォンの場合、マイナポータルアプリ
- ・パソコンの場合、ICカードリーダライタ

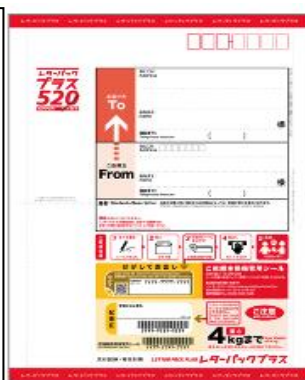
（注意事項等）

- ・請求は、本人による請求が必要です。
- ・請求は、選挙期日の前日までできますが、書類発送等の時間も考慮し、早めに請求してください。
- ・記入漏れ等があると投票用紙を交付できません。必ず記載例を確認してください。

2. 指定した送付先住所に投票用紙等一式が届きます。



レターパックプラス（見本）



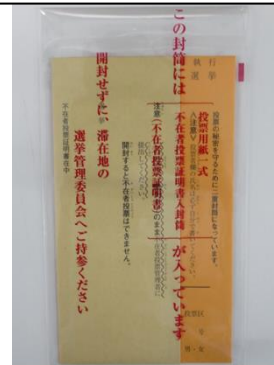
（2）透明の袋
見本

（送付されるもの）

- （1）通知文及び不在者投票案内
- （2）透明の袋（投票用紙・不在者投票用封筒・不在者投票証明書）

※透明の袋は、絶対に開封しないでください。

滞在先の選挙管理委員会に持参すると職員が開封してくれます。



（注意事項）

- 1：公示（告示）日以前に請求された場合も、お手元に届くのは、公示（告示）日翌日以降です。
- 2：投票用紙等一式は、レターパックプラス（赤色）で届きます。（本人の受領が必須）
- 3：自宅等で記入する書類はありません。

3. 滞在先の市区町村選挙管理委員会へ持参し、不在者投票します。



(注意事項)

1：投票できる期間：

7月4日（金）～7月19日（土）

2：最寄りの市区町村選挙管理委員会に、投票時間・投票場所を問い合わせしてから不在者投票へお出かけください。

※平日の夕方以降や土日は、場所によって受付できない可能性があります。

3：投票方法は、選挙管理委員会の指示のとおり行ってください。

4：自宅、職場等の他の場所での投票は無効です。

不在者投票 完了



投票後の投票用紙は、不在者投票を行った選挙管理委員会から、町田市選挙管理委員会に郵送されます。

都合により投票できなかったときは、届いた投票用紙等一式は、速やかに当委員会に返還してください。

万が一、町田市の期日前投票所または選挙期日当日の投票所で投票する方法に変更する場合は、町田市選挙管理委員会事務局にご連絡ください。